

---

# 一般社団法人奈良県助産師会定款

---

一般社団法人 奈良県助産師会

# 一般社団法人奈良県助産師会定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会は、一般社団法人奈良県助産師会と称する。

### (事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を奈良県大和郡山市に置く。

2. 本会は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

### (目的)

第3条 本会は、公益社団法人日本助産師会との連携のもと、人々のニーズに応える助産及び母子保健領域の活動の開発・展開を図ることにより、人々の健康な生活の実現に寄与し、あわせて助産師への教育と研鑽に根ざした専門性に基づき、助産師職の質の向上を図るとともに、安心して働き続けられる環境づくりを推進することを目的とする。

### (事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の内容からなる事業を行う。

- (1) 助産及び母子保健事業の実施及び普及・啓発活動に関する事業
  - (2) 次世代育成支援に関する事業
  - (3) リプロダクティブヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）の尊重、普及、活動に関する事業
  - (4) 助産業務の質の保証ならびに助産師育成及び資質の向上に関する事業
  - (5) 母子保健の国際協力、国際交流に関する事業
  - (6) 助産及び母子保健の調査・研究に関する事業
  - (7) 助産師の労働環境等の改善及び福祉の向上による国民の健康及び福祉の増進に関する事業
  - (8) その他前条の目的を達成するために必要な事業
2. 前項の事業は奈良県内を中心に、日本全国において行うものとする。前項第5号については、諸外国での活動も行うものとする。

### (組織)

第5条 本会に、専門部会（助産所部会、保健指導部会及勤務助産師部会）を置く。

2. 助産所部会は、主として助産所を開設し、又は運営する会員をもって組織し、助産所を開設し、又は運営する助産師の活動に関する事項を検討し、理事会に報告する。
3. 保健指導部会は、主として保健指導を業とする会員をもって組織し、保健指導に従事する助産師の活動に関する事項を検討し、理事会に報告する。
4. 勤務助産師部会は、主として病院等に勤務する会員をもって組織し、病院等に勤務する助産師の活動に関する事項を検討し、理事会に報告する。
5. 正会員は、助産所部会、保健指導部会又は勤務助産師部会のいずれかに所属するものとする。

6. 各部会の運営に関し必要な事項については、理事会の議決を経て会長が専門部会規定に定める。

(公告)

第6条 本会の公告は、電子広告により行う。ただし、事故その他やむを得ない時は、電子広告に代わり、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 会 員 (社員)

(種別)

第7条 本会の会員は、正会員、特別会員及び準会員とする。

2. 正会員は、本会の目的に賛同して入会した助産師の免許を有する個人で奈良県内に在住、または勤務するものとする。他に、希望するもので理事会で承認されたものとする。
3. 特別会員は、正会員であったが、高齢又は病弱のため就業できなくなった者で、本人の希望により、理事会の承認を経て、会長に変更を届け出た者とする。
4. 準会員は、本会の目的に賛同して入会を希望する法人や個人及び助産師学生などとする。準会員の詳細は細則に規定する。
5. 正会員及び特別会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団法人法」という）上の社員とする。
6. 正会員及び特別会員は公益社団法人日本助産師会の会員とならなければならない。

(入会)

第8条 正会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める所定の入会申込書により、組織強化委員会を経て、会長に申込まなければならない。

(会費)

第9条 会員は、当会の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2. 正会員及特別会員は、総会の議決を経て会長が細則に定める会費を納入しなければならない。
3. 準会員は、総会の議決を経て会長が細則に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 助産師免許を取り消されたとき。
- (2) 退会したとき。
- (3) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (4) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (5) 半年以上会費を滞納したとき。
- (6) 除名されたとき。
- (7) 法人が解散し、又は破産したとき。

(退会)

第11条 正会員及特別会員は、理事会が別に定める所定の退会届を組織強化委員会を経て、会長に提出し、いつでも任意に退会することができる。

(除名)

第12条 会員が、次の各号の一に該当する場合には、総会において、出席会員の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款又は規則に違反した時
- (2) 本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をした時

(会費等の不返還)

第13条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

(社員名簿)

第14条 本会は、会員の氏名又は名称及び住所等を記載した会員名簿を作成する。

(剰余金の分配を行わない定め)

第15条 本会は剰余金の分配を行うことができない。

### 第3章 役員等

(種類及定数)

第16条 本会に、次の役員を置く。

理事 8名以上 (会長、副会長、書記、会計 それぞれ1名を含む)

監事 2名

2. 理事のうち、1名を代表理事とする。代表理事は会長になる。
3. 理事のうち、会長・副会長・書記・会計の4名を執行部役員とする。
4. 理事のうち、4名は部会から選任する。
5. 理事のうち、7名は常任委員会から選任する。

(選任等)

第17条 理事及び監事は、正会員のなかから、職務を指定して、**総会**の決議によって選任する。

2. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
3. 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族、その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
4. 他の同一の団体(公益法人を除く)の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものである理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(職務)

第18条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長がかけた時は、その職務を代行

する。

3. 書記は、庶務を行う。
4. 会計は、財産管理と会計を行う
5. 理事は、理事会を構成し、定款及総会の議決に基づき、本会の業務を分担執行する。
6. 監事は、次に挙げる業務を行う
  - (1) 財産及会計の状況を監査すること
  - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること
  - (3) 法令に定めるところにより、監査報告を作成する。
  - (4) いつでも、理事等に事業の報告を求め、当会の業務及財産の状況の調査をすることができる。
  - (5) 財産及会計の状況又は業務の執行について、不正の事実を発見した時は、これを総会、理事会に報告すること
  - (6) 前項の報告をするため必要がある時は、総会又は理事会の招集を請求し、または第4章又は第5章の定めにかかわらず、総会又は理事会を招集すること

#### (任期)

- 第19条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。
2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。
  3. 前項の規定にかかわらず、理事又は監事は、同一職に引き続き就任する時は、選任後6年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時を超えて就任することができない。
  4. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の了する時までとする。
  5. 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としても権利義務を有する。

#### (解任)

- 第20条 理事又は監事が次の各号の一に該当するときは、総会において、出席会員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。ただし、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

#### (報酬等)

- 第21条 役員は無給とする。
2. 役員には費用を弁償することができる
  3. 前2項に関し必要な事項は、総会の決議を経て、報酬規定に定める。

#### (顧問)

- 第22条 会長の諮問に応ずるため本会に顧問を2名以内置くことができる。
2. 顧問は理事会の承認を経て会長が委嘱する。

3. 顧問は無報酬とする。

## 第4章 総会

(種別、招集等)

第23条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。通常総会をもって、法人法上の定時社員総会、臨時総会をもって、法人法上の臨時社員総会とする。

2. 通常総会は、毎年公益社団法人日本助産師会通常総会以降に開催する。
3. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に会長が招集する。
  - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
  - (2) 会員の10分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求が会ったとき。
  - (3) 第17条第6項第6号の規定により、監事から招集の請求が会った時。
4. 会長は、前項の規定による請求があった時は、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
5. 総会を招集する時は、会議の日時、場所、目的及審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに会員に通知しなければならない。
6. 総会は会員の過半数以上の出席（委任状を含む）を持って成立する。
7. 総会は、奈良県内において開催する。

(権能)

第24条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会議決事項)

第25条 次の事項は総会の議決又は承認を受けなければならない。

- (1) 理事会において総会に付議した事項
  - (2) 事業計画
  - (3) 収支決算及び予算
  - (4) 定款の変更に関する事項
  - (5) 理事及び監事の選任及び解任
  - (6) 会費の額
  - (7) 理事及び監事の報酬などの額
  - (8) 会員の除名
  - (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項
2. 会長は、総会に対して、会務及事業の報告をしなければならない。

(総会の議事運営)

第26条 総会に議長団を置く。

2. 議長団は2人以上とし、総会前の理事会で正会員の中から選出し、総会において承認を受ける。
3. 総会会場から議長の追加要求があった場合、総会に出席している会員の審議、承認を得て1人に限り議長団に加えることができる。
4. 議長は総会の秩序を保持し、議事を整理して会議の運営と進行に責任を持つ。

(総会の議決権)

第27条 正会員及び特別会員は、各1個の議決権を有する。

2. 委任状とともに、書面決議されているものに関しては、議決権を行使できる。

(決議)

第28条 総会の決議は、この定款に規定するもののほか法令に定めるものを除いては、出席した会員の過半数を持って決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

2. 事前に書面による決議を取っている場合はこれを含める。

3. 第1項の規定にかかわらず、次に挙げる総会の決議は全会員の3分の2以上の決議をもって行わなければならない。(書面決議を含める)

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 本会の解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及場所
- (2) 正会員及び特別会員の現在数並びに出席者数
- (3) 出席した理事名
- (4) 審議事項及議決事項
- (5) 議事の経過の概要及その結果
- (6) その他

2. 議事録には、議長及びその会議において選出された議事録署名人2名とその会議に出席した理事及び監事が、署名、押印をしなければならない。
3. 議事録は、総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

## 第5章 理事会

(種類及び開催)

第30条 本会の理事会は通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3. 通常理事会は、毎年6回以上開催する。

4. 臨時理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めた時

(2) 理事の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があった時

(3) 第17条第6項第6号の規定により、監事から招集の請求があったとき

5. 理事会は会長が招集する。

6. 会長は、第4項第2号又は第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招

集しなければならない。

7. 理事会を招集する時は、会議の日時、場所、目的及審議事項を記載した書面（メールにて代替可）をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。
8. 理事会は、理事総数の3分の2が出席し、かつ、執行部役員のうち3分の2以上の出席がなければ開催できない。
9. 会長がかけた時又は会長に事故がある時は、各理事が理事会を招集する。
10. 理事会は倫理委員会の役割も兼任する

（理事会の議決等）

第31条 理事会は、理事を持って構成し、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
  - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
  - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
2. 理事会の議長は会長（又は副会長）が行う。
  3. 決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事会出席理事の過半数を持って決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

（議事録）

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- (1) 日時及場所
  - (2) 理事の現在数並びに出席者数
  - (3) 審議事項及議決事項
  - (4) 議事の経過の概要及その結果
2. 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

（理事会の書面議決）

第33条 会長が理事会に附議すべき事項につき特にやむを得ないと認めた時は、理事に議案を送付（メールで代替可）し、書面もしくはメールで意見を求め、理事会に代えることができる。この場合、理事全員の同意を得て議事を決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。

2. 前項の場合において、会長は書面もしくはメールにて理事に結果を報告しなければならない。

## 第6章 役員会

（役員会）

第34条 役員会は、会長、副会長、書記、会計の4名の執行部役員をもって構成する。

（種類及び開催）

第35条 役員会は、通常役員会と臨時役員会の2種とする。

2. 通常役員会は、毎年6回以上開催する。



3. 臨時役員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 会長が必要と認めた時
  - (2) 役員から会議の目的である事項をあげて、開催の請求があった時。
4. 役員会は、会長が招集する。
5. 役員会を招集する時は、会議の日時、場所、目的及、審議事項を記載した書面（又はメール）をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(役員会の議決等)

第36条 役員会は、次の事項を議決する。

- (1) 理事会に付議すべき事項
  - (2) 理事会の議決した事項の執行に関する事項
  - (3) その他理事会の議決を要しない会務の執行に関する事項
2. 役員会の議長は会長が行う。
  3. 決議は出席役員の過半数を持って決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(議事録)

第37条 役員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- (1) 日時及場所
  - (2) 執行部役員の現在数並びに出席者数
  - (3) 審議事項及議決事項
  - (4) 議事の経過の概要及その結果
2. 出席した役員及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第7章 委員会

(常任および特別委員会)

第38条 本会に次の常任委員会を置く

- (1) 広報委員会
  - (2) 教育委員会
  - (3) 組織強化委員会
  - (4) 安全対策委員会
  - (5) 公益事業委員会
2. 前号の各号にあげる委員会のほかに、会長が必要と認めるときは、特別委員会を置くことができる
  3. 常任委員会及び特別委員会は、それぞれ専門事項に関する調査・企画等を審議・実行する。
  4. 常任委員会及び特別委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は、細則に定める。

## 第8章 財産及び会計

(財産の構成)

第39条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 財産から生じる収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第40条 本会の財産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て会長が経理処理規定に定める。

(経費の支弁)

第41条 本会の経費は、財産を持って支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第42条 本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、毎事業年度開始前に、総会において出席した会員の3分の2以上の議決を経て、承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2. 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。
3. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第43条 本会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、第1号、第3号及び第4号の書類については、理事会の承認を経て、通常総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
2. 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置かなければならない。
- (1) 監査報告

(事業年度)

第44条 本会の事業年度は、毎年4月1日から（翌年）3月31日までとする。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会において全会員の4分の3以上（書面決議を含む）の議決を経なければ変更することができない。

(解散)

第46条 本会は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において全会員の4分の3以上（書面決議を含む）の議決を経て、解散することができる。

(残余財産の処分)

第47条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において会員の4分の3以上（書面決議を含む）の議決を経て、公益認定法第5条第17号にあげる法人又は国もしくは地方公共団体に寄付する。

## 第10章 補則

(委任)

第48条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第49条 事務局には、常に次にあげる帳簿及書類を備えておかななければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の移動に関する書類
- (3) 理事・監事・委員・係員等の名簿
- (4) 許可・認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類

## 第11章 附則

(施行期日)

第50条 この定款は、法人設立許可の日から施行する。

(最初の事業年度)

第51条 本会の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成23年3月31日までとする。

(設立時の役員等)

第52条 当法人の設立時の役員は、次のとおりである。

設立時理事	高橋 律子
設立時理事	松倉 活世
設立時理事	岡橋 千里

設立時理事 水山 理衣  
設立時監事 織田 智子  
設立時監事 中川 美和子  
設立時代表理事 高橋 律子

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第53条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 1 住所 奈良県奈良市登美ヶ丘4丁目8番8-3号

氏名 高橋 律子

設立時社員 2 住所 奈良県奈良市富雄北1丁目15番39号

氏名 松倉 活世

設立時社員 3 住所 奈良県生駒市真弓南1丁目11番12号

氏名 岡橋 千里

(法令の準拠)

第54条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人奈良県助産師会設立のため、設立時社員 高橋律子、同 松倉活世、同 岡橋千里は、本定款を作成し、これに署名押印する。

平成22年3月9日

設立時社員 高橋 律子

設立時社員 松倉 活世

設立時社員 岡橋 千里

附則

この定款は、一般社団法人設立の日（平成22年4月2日）から施行する。

この定款の一部変更は、奈良県助産師会通常総会承認の日（平成24年4月22日）から施行する。

この定款の一部変更は、一般社団法人奈良県助産師会臨時総会承認の日（平成24年11月17日）から施行する。

この定款の一部変更は、一般社団法人奈良県助産師会平成27年度通常総会承認の日（平成27年4月26日）から施行する。

この定款の一部変更は、一般社団法人奈良県助産師会令和3年度通常総会承認の日（令和3年5月15日）から施行する。

この定款の一部変更は、一般社団法人奈良県助産師会令和5年度通常総会承認の日（令和5年6月3日）から施行する。